

計量管理規定の変更認可申請書

27 原機（青む）010

平成 28 年 3 月 4 日

原子力規制委員会 殿

申請者 住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者氏名 理事長 児玉 敏雄

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 8 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり計量管理規定の変更認可を申請します。

記

1. 名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄
住 所 〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
2. 使用の場所の名称及び所在地
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
青森研究開発センターむつ事務所
所 在 地 〒035-0022 青森県むつ市大字関根字北関根 400 番地
3. 原子炉の廃止措置計画の認可年月日及び番号
平成 18 年 10 月 20 日 17 諸文科科第 5682 号
4. 事務上の連絡先
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
青森研究開発センターむつ事務所
所 在 地 〒035-0022 青森県むつ市大字関根字北関根 400 番地
連絡員の氏名 所属部課名（むつ事務所保安全管理課）
電話番号
電子メールアドレス
FAX 番号
5. 変更の内容
別紙 1 のとおり
6. 変更の理由
別紙 2 のとおり

青森研究開発センター
むつ事務所国際規制物資計量管理規定

新旧対照表

平成 28 年 3 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

青森研究開発センター むつ事務所国際規制物資計量管理規定 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p data-bbox="507 642 937 716">青森研究開発センターむつ事務所 国際規制物資計量管理規定</p> <p data-bbox="626 1549 819 1581">平成27年4月</p> <p data-bbox="454 1682 991 1755">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センターむつ事務所</p>	<p data-bbox="1644 600 2181 716">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター 国際規制物資計量管理規定</p> <p data-bbox="1813 1549 2006 1581">平成28年〇月</p> <p data-bbox="1644 1682 2181 1755">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター</p>	<p data-bbox="2534 600 2789 758">記載の明確化に伴う 変更 組織体制見直しに伴 う事業所名称の変更</p> <p data-bbox="2534 1724 2594 1755">同上</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p style="text-align: center;">青森研究開発センター <u>むつ事務所</u>国際規制物資計量管理規定</p> <p>目次 (略)</p> <p>附則 別表第1～別表第2 (略)</p> <p>別 図 青森研究開発センター <u>むつ事務所</u>の計量管理組織図</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 目的 (目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律166号。以下「法律」という。）第61条の8第1項の規定に基づいて、日本原子力研究開発機構青森研究開発センター<u>むつ事務所</u>（以下「<u>むつ事務所</u>」という。）における国際規制物資の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって国際規制物資の適正な計量管理を確保することを目的とし、併せて国際約束に基づく保障措置その他供給当事国別管理の円滑な運営に資する。</p> <p>第2章 適用範囲 (適用範囲)</p> <p>第2条 この規定は、<u>むつ事務所</u>において法律第61条の3第1項第3号に規定する「原子炉設置者が国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供する場合」に適用する。</p> <p>第3章 定義 (定義)</p> <p>第3条 この規定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「高濃縮ウラン」とは、同位元素ウラン235の濃縮度が20%以上に濃縮されたウランをいう。</p> <p>(2) 「低濃縮ウラン」とは、同位元素ウラン235の濃縮度が0.711%を超え、20%未満に濃縮されたウランをいう。</p> <p>(3) 「天然ウラン」とは、天然に産するウランをいう。</p>	<p style="text-align: center;"><u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u> 青森研究開発センター 国際規制物資計量管理規定</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>附則 別表第1～別表第2 (変更なし)</p> <p>別 図 青森研究開発センター 計量管理組織図</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 目的 (目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律166号。以下「法律」という。）第61条の8第1項及び<u>国際規制物資の使用等に関する規則</u>（昭和36年総理府令第50号、以下「<u>国規則</u>」という。）第4条の2の2の規定に基づいて、日本原子力研究開発機構青森研究開発センター（以下「<u>センター</u>」という。）における国際規制物資の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって国際規制物資の適正な計量管理を確保することを目的とし、併せて国際約束に基づく保障措置その他供給当事国別管理の円滑な運営に資する。</p> <p>第2章 適用範囲 (適用範囲)</p> <p>第2条 この規定は、<u>センター</u>において法律第61条の3第1項第3号に規定する「原子炉設置者が国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供する場合」に適用する。</p> <p>第3章 定義 (定義)</p> <p>第3条 この規定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「高濃縮ウラン」とは、同位元素ウラン235の濃縮度が20%以上に濃縮されたウランをいう。</p> <p>(2) 「低濃縮ウラン」とは、同位元素ウラン235の濃縮度が0.711%を超え、20%未満に濃縮されたウランをいう。</p> <p>(3) 「天然ウラン」とは、天然に産するウランをいう。</p>	<p>記載の明確化に伴う変更 組織体制見直しに伴う事業所名称の変更</p> <p>同上</p> <p>記載の明確化に伴う変更</p> <p>組織体制見直しに伴う事業所名称の変更</p> <p>組織体制見直しに伴う事業所名称の変更</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>なお、天然ウランどうしの混合以外の方法（濃縮、混合、再処理等）によって得られたウランについては、例え天然ウランの濃縮度と同等の値であっても、天然ウランとはしない。</p> <p>(4) 「劣化ウラン」とは、同位元素ウラン235の濃縮度が0.711%以下のウランをいう。</p> <p>(5) 「<u>実効キログラム</u>」とは、 イ. プルトニウムについては、そのキログラム単位の重量の数値 ロ. 濃縮度が0.01（1%）以上のウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に濃縮度の2乗を乗じて得られる数値 ハ. 濃縮度が0.005（0.5%）を超え、0.01（1%）未満であるウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に0.0001を乗じて得られる数値 ニ. 濃縮度が0.005（0.5%）以下の劣化ウラン及びトリウムについては、そのキログラム単位の重量の数値に0.00005を乗じて得られる数値をいう。</p> <p>(6) 「供給当事国」とは、法律第2条第11項に基づき、原子力規制委員会が定める告示に掲げる国際規制物資に関する国際約束（核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（昭和52年条約第13号）を除く。）の締約相手国（国際機関を含む。）（同一の国際規制物資が二以上の国際約束に関連する場合の二以上の締約相手国の組み合わせを含む。）をいう。</p> <p>(7) 「核燃料物質計量管理区域」（以下「MBA」という。）とは、<u>むつ事務所</u>内であって、国際約束に基づく保障措置並びに供給当事国別管理の円滑な適用のため、当該区域に係る核燃料物質の受払量又は実在庫量の計量を適切に行うことができる区域をいう。</p> <p>(8) 「主要測定点」（以下「KMP」という。）とは、MBAに係る核燃料物質の受払量又は実在庫量の計量を適切に行うことができるものをいう。KMPには、流れのKMP及び在庫のKMPとがある。</p> <p>(9) 「バッチ」とは、計量管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。</p> <p>(10) 「ソースデータ」とは、測定若しくは校正の間に記録されるデータ又は払出し側からの送り状等で核燃料物質を同定し、バッチデータの基礎になるものをいう。ソースデータには、例えば化合物の重量、元素の重量を決定するための変換係数、比重、元素濃度、同位体比等が含まれる。</p> <p>(11) 「測定済廃棄」とは、測定され又は測定に基づいて推定され、かつその後の原子力利用に適さないような態様で核燃料物質を廃棄することをいう。</p> <p>(12) 「保管廃棄」とは、処理又は使用上の結果により当分の間、回収不可能であると認められた核燃料物質を廃棄するためMBA内に貯蔵することをいう。</p> <p>(13) 「在庫差」とは、実在庫量の確認により発生する帳簿在庫量と実在庫量</p>	<p>なお、天然ウランどうしの混合以外の方法（濃縮、混合、再処理等）によって得られたウランについては、例え天然ウランの濃縮度と同等の値であっても、天然ウランとはしない。</p> <p>(4) 「劣化ウラン」とは、同位元素ウラン235の濃縮度が0.711%以下のウランをいう。</p> <p>(5) 「<u>実効値</u>」とは、 イ. プルトニウムについては、そのキログラム単位の重量の数値 ロ. 濃縮度が0.01（1%）以上のウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に濃縮度の2乗を乗じて得られる数値 ハ. 濃縮度が0.005（0.5%）を超え、0.01（1%）未満であるウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に0.0001を乗じて得られる数値 ニ. 濃縮度が0.005（0.5%）以下の劣化ウラン及びトリウムについては、そのキログラム単位の重量の数値に0.00005を乗じて得られる数値をいう。</p> <p>(6) 「供給当事国」とは、法律第2条第11項に基づき、原子力規制委員会が定める告示に掲げる国際規制物資に関する国際約束（核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（昭和52年条約第13号）を除く。）の締約相手国（国際機関を含む。）（同一の国際規制物資が二以上の国際約束に関連する場合の二以上の締約相手国の組み合わせを含む。）をいう。</p> <p>(7) 「核燃料物質計量管理区域」（以下「MBA」という。）とは、<u>センター</u>内であって、国際約束に基づく保障措置並びに供給当事国別管理の円滑な適用のため、当該区域に係る核燃料物質の受払量又は実在庫量の計量を適切に行うことができる区域をいう。</p> <p>(8) 「主要測定点」（以下「KMP」という。）とは、MBAに係る核燃料物質の受払量又は実在庫量の計量を適切に行うことができるものをいう。KMPには、流れのKMP及び在庫のKMPとがある。</p> <p>(9) 「バッチ」とは、計量管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。</p> <p>(10) 「ソースデータ」とは、測定若しくは校正の間に記録されるデータ又は払出し側からの送り状等で核燃料物質を同定し、バッチデータの基礎になるものをいう。ソースデータには、例えば化合物の重量、元素の重量を決定するための変換係数、比重、元素濃度、同位体比等が含まれる。</p> <p>(11) 「測定済廃棄」とは、測定され又は測定に基づいて推定され、かつその後の原子力利用に適さないような態様で核燃料物質を廃棄することをいう。</p> <p>(12) 「保管廃棄」とは、処理又は使用上の結果により当分の間、回収不可能であると認められた核燃料物質を廃棄するためMBA内に貯蔵することをいう。</p> <p>(13) 「在庫差」とは、実在庫量の確認により発生する帳簿在庫量と実在庫量</p>	<p>記載の適正化に伴う変更</p> <p>組織体制見直しに伴う事業所名称の変更</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>との差をいう。</p> <p>(14) 「在庫変動」とは、MBAにおける核燃料物質の増加又は減少をいう。</p> <p>██</p> <p>██</p> <p>██</p> <p>██</p> <p>██</p> <p>██</p> <p>██</p> <p>██</p> <p>第4章 計量管理を行う者の職務及び組織 (計量管理組織)</p> <p>第4条 <u>むつ事務所</u>における国際規制物資の計量管理を適切に行うため、次の各号に掲げる者からなる計量管理組織をおくものとする。</p> <p>(1) <u>むつ事務所長</u></p> <p>(2) 計量管理責任者</p> <p>(3) 計量管理実施者</p> <p>2 計量管理責任者は、保安管理課長とする。</p> <p>3 第1項及び第2項の計量管理組織は、別図のとおりとする。</p> <p>(総括)</p> <p>第5条 <u>むつ事務所</u>における国際規制物資の計量管理は、<u>むつ事務所長</u>が総括する。</p> <p>2 この規定の改廃は、<u>むつ事務所長</u>が行う。</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p>第5章 その他 (通達の制定)</p> <p>第8条 <u>むつ事務所長</u>は、この規定の範囲内において必要な通達を定めることができる。</p> <p>第9条～第10条 (略)</p> <p>第2編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理</p> <p>第1章 MBA及びその符号</p> <p>第1条～第9条 (略)</p>	<p>との差をいう。</p> <p>(14) 「在庫変動」とは、MBAにおける核燃料物質の増加又は減少をいう。</p> <p>██</p> <p>██</p> <p>██</p> <p>██</p> <p>██</p> <p>██</p> <p>██</p> <p>██</p> <p>第4章 計量管理を行う者の職務及び組織 (計量管理組織)</p> <p>第4条 <u>センター</u>における国際規制物資の計量管理を適切に行うため、次の各号に掲げる者からなる計量管理組織をおくものとする。</p> <p>(1) <u>青森研究開発センター</u>所長(以下、「所長」という。)</p> <p>(2) 計量管理責任者</p> <p>(3) 計量管理実施者</p> <p>2 計量管理責任者は、保安管理課長とする。</p> <p>3 第1項及び第2項の計量管理組織は、別図のとおりとする。</p> <p>(総括)</p> <p>第5条 <u>センター</u>における国際規制物資の計量管理は、<u>所長</u>が総括する。</p> <p>2 この規定の改廃は、<u>所長</u>が行う。</p> <p>第6条～第7条 (変更なし)</p> <p>第5章 その他 (通達の制定)</p> <p>第8条 <u>所長</u>は、この規定の範囲内において必要な通達を定めることができる。</p> <p>第9条～第10条 (変更なし)</p> <p>第2編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理</p> <p>第1章 MBA及びその符号</p> <p>第1条～第9条 (変更なし)</p>	<p></p> <p>組織体制見直しに伴う事業所名称の変更 組織体制見直しに伴う計量管理組織の変更</p> <p>組織体制見直しに伴う計量管理組織の変更</p> <p>同上</p>

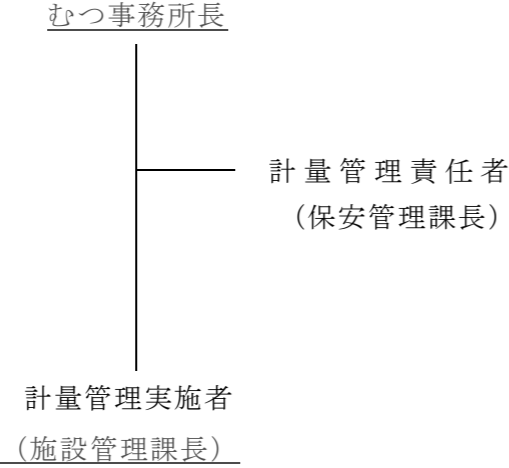
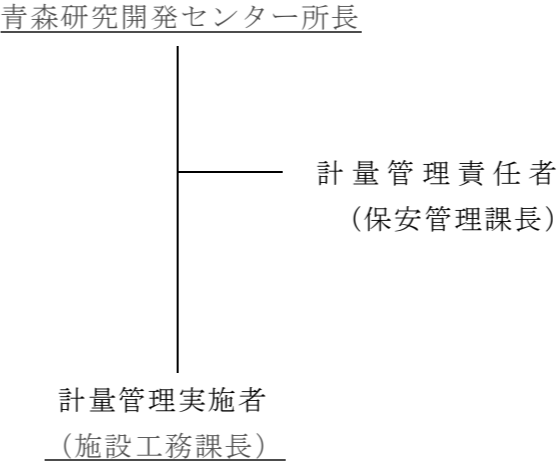
現 行	改 正 後	備 考
<p>第 4 章 計量管理手続 (受入れ)</p> <p>第 10 条 計量管理実施者は、核燃料物質をM B Aへ受入れようとするときは、次の事項を明らかにして、あらかじめ計量管理責任者の同意を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受入れの日付 (2) 受入れの理由 (3) 核燃料物質の種類及び量 (4) M B Aの符号 (5) K M Pの符号 (6) バッチ名 (7) バッチ当たりの単位体数 (8) 測定ベース (9) ソースデータ (10) 供給当事国別管理区分 (11) その他必要事項 <p>2 計量管理実施者は、前項の核燃料物質を受入れたときは、第 24 条の定めるところにより測定し、前項の同意を得た内容と異なる場合は、速やかに計量管理責任者に通知する。</p> <p>3 計量管理実施者は、第 1 項の核燃料物質を受入れたときは、<u>むつ事務所長</u>に報告する。</p> <p>4 計量管理実施者は、核燃料物質を受入れるときは、払出者が発行する核燃料物質移動通知書等に記載された核燃料物質のバッチ名、封印、員数及び供給当事国等を確認するとともに、当該核燃料物質の受入れに立ち会う。</p> <p>5 第 1 項第 6 号のバッチ名は、払出しM B Aで付されたバッチ名とする。ただし、払出しM B Aで付されたバッチ名が第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により、受入れたM B Aで使用することが適当でないとき若しくは払出しM B Aで付されたバッチ名が明らかでないときは、適切なバッチ名を付すとともにその理由を明らかにする。</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>(払出し)</p> <p>第 12 条 計量管理実施者は、核燃料物質をM B Aから払出そうとするときは、第 24 条の定めるところにより測定し、在庫変動事項を明らかにして、あらかじめ計量管理責任者の同意を得る。</p> <p>2 計量管理実施者は、前項の払出しをするときは、あらかじめ<u>むつ事務所長</u>に報告する。</p> <p>3 計量管理実施者は、当該施設から核燃料物質を払出すときは、原則としてこれに立ち会うとともに当該核燃料物質の種類、数量、払出先の名称、住所</p>	<p>第 4 章 計量管理手続 (受入れ)</p> <p>第 10 条 計量管理実施者は、核燃料物質をM B Aへ受入れようとするときは、次の事項を明らかにして、あらかじめ計量管理責任者の同意を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受入れの日付 (2) 受入れの理由 (3) 核燃料物質の種類及び量 (4) M B Aの符号 (5) K M Pの符号 (6) バッチ名 (7) バッチ当たりの単位体数 (8) 測定ベース (9) ソースデータ (10) 供給当事国別管理区分 (11) その他必要事項 <p>2 計量管理実施者は、前項の核燃料物質を受入れたときは、第 24 条の定めるところにより測定し、前項の同意を得た内容と異なる場合は、速やかに計量管理責任者に通知する。</p> <p>3 計量管理実施者は、第 1 項の核燃料物質を受入れたときは、<u>所長</u>に報告する。</p> <p>4 計量管理実施者は、核燃料物質を受入れるときは、払出者が発行する核燃料物質移動通知書等に記載された核燃料物質のバッチ名、封印、員数及び供給当事国等を確認するとともに、当該核燃料物質の受入れに立ち会う。</p> <p>5 第 1 項第 6 号のバッチ名は、払出しM B Aで付されたバッチ名とする。ただし、払出しM B Aで付されたバッチ名が第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により、受入れたM B Aで使用することが適当でないとき若しくは払出しM B Aで付されたバッチ名が明らかでないときは、適切なバッチ名を付すとともにその理由を明らかにする。</p> <p>第 11 条 (変更なし)</p> <p>(払出し)</p> <p>第 12 条 計量管理実施者は、核燃料物質をM B Aから払出そうとするときは、第 24 条の定めるところにより測定し、在庫変動事項を明らかにして、あらかじめ計量管理責任者の同意を得る。</p> <p>2 計量管理実施者は、前項の払出しをするときは、あらかじめ<u>所長</u>に報告する。</p> <p>3 計量管理実施者は、当該施設から核燃料物質を払出すときは、原則としてこれに立ち会うとともに当該核燃料物質の種類、数量、払出先の名称、住所</p>	<p>組織体制見直しに伴う計量管理組織の変更</p> <p>同上</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>及び受取責任者等を確認する。</p> <p>4 計量管理実施者は、当該施設から核燃料物質を払出すときは、次の事項を払出し先に通知する。</p> <p>(1) 払出年月日 (2) 払出施設名 (3) 払出M B A及びK M P (4) 払出責任者 (5) バッチ名 (6) バッチ当たりの単位体数 (7) 物質記述コード (8) 元素 (9) 濃縮度 (10) 測定ベースコード (11) 供給当事国別管理区分 (12) 供給当事国別管理区分ごとの元素重量 (13) 供給当事国別管理区分ごとの核分裂性物質重量 (事故損失又は事故増加)</p> <p>第 13 条 計量管理実施者は、事故・盗難等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失若しくは増加が生じた場合又は生じたとみなされる場合は、これを事故損失又は事故増加とし、直ちにその原因を調査して適宜な措置を講ずるとともに、<u>むつ事務所長</u>に報告し、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(バッチの構成等の変更)</p> <p>第 14 条 計量管理実施者は、核燃料物質の組成・形状等に変更が生じた場合、及びバッチの名称の変更、分割、併合等（以下「リバッチング」という。）をした場合は、速やかに<u>むつ事務所長</u>に報告し、計量管理責任者に通知する。</p> <p>第 15 条～第 17 条 (略)</p> <p>第 5 章 実在庫量の確認 (目的及びその頻度)</p> <p>第 18 条 計量管理実施者は、管理するM B Aの核燃料物質の実在庫量を確定し、帳簿在庫との差を確認する。</p> <p>2 前項の実在庫量の確認（以下「棚卸し」という。）は、年 1 回実施する。</p>	<p>及び受取責任者等を確認する。</p> <p>4 計量管理実施者は、当該施設から核燃料物質を払出すときは、次の事項を払出し先に通知する。</p> <p>(1) 払出年月日 (2) 払出施設名 (3) 払出M B A及びK M P (4) 払出責任者 (5) バッチ名 (6) バッチ当たりの単位体数 (7) 物質記述コード (8) 元素 (9) 濃縮度 (10) 測定ベースコード (11) 供給当事国別管理区分 (12) 供給当事国別管理区分ごとの元素重量 (13) 供給当事国別管理区分ごとの核分裂性物質重量 (事故損失又は事故増加)</p> <p>第 13 条 計量管理実施者は、事故・盗難等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失若しくは増加が生じた場合又は生じたとみなされる場合は、これを事故損失又は事故増加とし、直ちにその原因を調査して適宜な措置を講ずるとともに、<u>所長</u>に報告し、計量管理責任者に通知する。</p> <p><u>2 計量管理責任者は、第 1 項に定める事故損失又は事故増加（国際約束に基づく保障措置の適用上軽微なものを除く。）が生じたと見なされた場合は、速やかに原子力規制委員会に報告する。</u></p> <p>(バッチの構成等の変更)</p> <p>第 14 条 計量管理実施者は、核燃料物質の組成・形状等に変更が生じた場合、及びバッチの名称の変更、分割、併合等（以下「リバッチング」という。）をした場合は、速やかに<u>所長</u>に報告し、計量管理責任者に通知する。</p> <p>第 15 条～第 17 条 (変更なし)</p> <p>第 5 章 実在庫量の確認 (目的及びその頻度)</p> <p>第 18 条 計量管理実施者は、管理するM B Aの核燃料物質の実在庫量を確定し、帳簿在庫との差を確認する。</p> <p>2 前項の実在庫量の確認（以下「棚卸し」という。）は、年 1 回実施する。<u>ただし棚卸期間は 14 か月を超えないものとする。</u></p>	<p>組織体制見直しに伴う計量管理組織の変更 記載の明確化に伴う変更</p> <p>組織体制見直しに伴う計量管理組織の変更</p> <p>記載の明確化に伴う変更</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>第 19 条 (略)</p> <p>(通知)</p> <p>第 20 条 計量管理実施者は、棚卸しを行おうとするときは、棚卸実施計画書を添えて計量管理責任者に 1 カ月半前までに通知する。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項の通知を受けたときは、原子力規制委員会に 1 カ月前までに通知する。</p> <p>第 21 条～第 22 条 (略)</p> <p>(通知及び報告)</p> <p>第 23 条 計量管理実施者は、棚卸しの結果に基づき、実在庫量について、速やかに<u>むつ事務所長</u>に報告し、計量管理責任者に通知する。</p> <p>第 6 章 測定の方法及び測定機器の管理</p> <p>第 24 条～第 26 条 (略)</p> <p>第 7 章 供給当事国別核燃料物質の管理方法</p> <p>第 27 条～第 33 条 (略)</p> <p>(供給当事国の変更)</p> <p>第 34 条 計量管理実施者は、核燃料物質の供給当事国に変更が生じたときは、速やかに<u>むつ事務所長</u>に報告し、計量管理責任者に通知する。</p> <p>第 8 章 記録</p> <p>第 35 条～第 36 条 (略)</p> <p>(端数調整及び訂正)</p> <p>第 37 条 計量管理実施者は、計量記録の端数調整又は訂正の必要が生じたときは、速やかに<u>むつ事務所長</u>に報告し、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(核燃料物質受払計画)</p> <p>第 38 条 計量管理実施者は、受入れ、又は払出す核燃料物質について、次の各号に掲げる事項を記載した受払計画を、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の開始 1 カ月半前までに計量管理責任者へ通知する。</p> <p>(1) 受払いの予定時期</p> <p>(2) 受払いの事由</p>	<p>第 19 条 (変更なし)</p> <p>(通知)</p> <p>第 20 条 計量管理実施者は、棚卸しを行おうとするときは、棚卸実施計画書を添えて計量管理責任者に 1 <u>か</u>月半前までに通知する。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項の通知を受けたときは、原子力規制委員会に 1 <u>か</u>月前までに通知する。</p> <p>第 21 条～第 22 条 (変更なし)</p> <p>(通知及び報告)</p> <p>第 23 条 計量管理実施者は、棚卸しの結果に基づき、実在庫量について、速やかに<u>所長</u>に報告し、計量管理責任者に通知する。</p> <p>第 6 章 測定の方法及び測定機器の管理</p> <p>第 24 条～第 26 条 (変更なし)</p> <p>第 7 章 供給当事国別核燃料物質の管理方法</p> <p>第 27 条～第 33 条 (変更なし)</p> <p>(供給当事国の変更)</p> <p>第 34 条 計量管理実施者は、核燃料物質の供給当事国に変更が生じたときは、速やかに<u>所長</u>に報告し、計量管理責任者に通知する。</p> <p>第 8 章 記録</p> <p>第 35 条～第 36 条 (変更なし)</p> <p>(端数調整及び訂正)</p> <p>第 37 条 計量管理実施者は、計量記録の端数調整又は訂正の必要が生じたときは、速やかに<u>所長</u>に報告し、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(核燃料物質受払計画)</p> <p>第 38 条 計量管理実施者は、受入れ、又は払出す核燃料物質について、次の各号に掲げる事項を記載した受払計画を、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の開始 1 <u>か</u>月半前までに計量管理責任者へ通知する。</p> <p>(1) 受払いの予定時期</p> <p>(2) 受払いの事由</p>	<p>記載の適正化に伴う変更</p> <p>組織体制見直しに伴う計量管理組織の変更</p> <p>組織体制見直しに伴う計量管理組織の変更</p> <p>組織体制見直しに伴う計量管理組織の変更</p> <p>記載の適正化に伴う変更</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>(3) 核燃料物質の区分 (4) 数量（ウランにあってはウラン235の量、プルトニウムにあってはプルトニウム239の量とプルトニウム241の量を併せて記載すること。） (5) 受払いの相手方 2 前項の場合において核燃料物質の受払いが輸入又は輸出によるものであるときは、次の各号に掲げる事項を併せて記載する。 (1) 受払いの相手国 (2) 核燃料物質の組成、形状 (3) 単位体数 (4) 運搬容器の概要 (5) 運搬手段 (6) 開梱又は梱包を行う場所及び予定期日 3 計量管理実施者は、第1項の受払計画を変更しようとするときは、速やかにその内容を計量管理責任者に通知する。</p> <p>第39条 (略)</p> <p>第9章 報告 (報告書)</p> <p>第40条 <u>むつ事務所長</u>は、次の各号に関することについて原子力規制委員会に報告する。 (1) 核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書（核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書（1）及び核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書（2）を含む。） (2) 核燃料物質実在庫量明細報告書（核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書（1）及び核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書（2）を含む。） (3) 核燃料物質収支報告書 (4) 核燃料物質受払計画等報告書及び核燃料物質受払計画等変更報告書 (5) 核燃料物質輸入(輸出)実施計画報告書 (6) 施設操業計画報告書 (注釈)</p> <p>第41条 <u>むつ事務所長</u>は、核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書、核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書（1）、核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書（2）、核燃料物質実在庫量明細報告書、核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書（1）、核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書（2）、核燃料物質収支報告書、核燃料物質受払計画等報告書及び核燃料物質受払計画等変更報告書の各種報告をする場合、必要に応じて注釈により補足説明することができる。</p>	<p>(3) 核燃料物質の区分 (4) 数量（ウランにあってはウラン235の量、プルトニウムにあってはプルトニウム239の量とプルトニウム241の量を併せて記載すること。） (5) 受払いの相手方 2 前項の場合において核燃料物質の受払いが輸入又は輸出によるものであるときは、次の各号に掲げる事項を併せて記載する。 (1) 受払いの相手国 (2) 核燃料物質の組成、形状 (3) 単位体数 (4) 運搬容器の概要 (5) 運搬手段 (6) 開梱又は梱包を行う場所及び予定期日 3 計量管理実施者は、第1項の受払計画を変更しようとするときは、速やかにその内容を計量管理責任者に通知する。</p> <p>第39条 (変更なし)</p> <p>第9章 報告 (報告書)</p> <p>第40条 <u>所長</u>は、次の各号に関することについて原子力規制委員会に報告する。 (1) 核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書（核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書（1）及び核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書（2）を含む。） (2) 核燃料物質実在庫量明細報告書（核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書（1）及び核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書（2）を含む。） (3) 核燃料物質収支報告書 (4) 核燃料物質受払計画等報告書及び核燃料物質受払計画等変更報告書 (5) 核燃料物質輸入(輸出)実施計画報告書 (6) 施設操業計画報告書 (注釈)</p> <p>第41条 <u>所長</u>は、核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書、核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書（1）、核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書（2）、核燃料物質実在庫量明細報告書、核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書（1）、核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書（2）、核燃料物質収支報告書、核燃料物質受払計画等報告書及び核燃料物質受払計画等変更報告書の各種報告をする場合、必要に応じて注釈により補足説明することができる。</p>	<p>組織体制見直しに伴う計量管理組織の変更</p> <p>同上</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>第 42 条 (略)</p> <p>第 10 章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>第 43 条～第 44 条 (略)</p> <p>(封印及び監視装置)</p> <p>第 45 条 計量管理実施者は、法律第 61 条の 8 の 2 第 2 項第 4 号又は第 68 条第 11 項もしくは第 13 項の規定に基づき原子力規制委員会の指定する職員又は国際原子力機関の指定する者が取り付けた封印又は監視装置を正当な理由なく取りはずし、又はき損しないよう管理する。</p> <p>2 計量管理実施者は、前項の封印又は監視装置を取りはずす必要が生じたときは、あらかじめ<u>むつ事務所長</u>に報告し、計量管理責任者の同意を得る。</p> <p>3 計量管理責任者は、前項の同意をしようとするときは、原子力規制委員会にあらかじめその旨を連絡する。ただし、緊急やむを得ない事由によりその連絡ができなかったときは、事後速やかに理由を付して連絡する。</p> <p>4 計量管理実施者は、第 2 項の規定に基づき取りはずした封印又は監視装置を計量管理責任者の指示するまでの間保管する。</p> <p>5 計量管理実施者は、第 1 項の規定に基づき取り付けた封印又は監視装置について異常を発見したときは、<u>むつ事務所長</u>に報告し、計量管理責任者に通知する。</p> <p>6 計量管理責任者は、前項の通知を受けたときは、原子力規制委員会に速やかにその旨を連絡する。</p> <p>附 則 (平成 17 年 10 月 1 日 17(規程)第 38 号) この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 19 年 4 月 1 日 19 青む(規則)第 1 号) この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 21 年 12 月 25 日 21 青む(規則)第 6 号) この規定は、認可の後、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 27 年 3 月 24 日 青む(規則)第 10 号) この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>別表第 1～別表第 2 (略)</p>	<p>第 42 条 (変更なし)</p> <p>第 10 章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>第 43 条～第 44 条 (変更なし)</p> <p>(封印及び監視装置)</p> <p>第 45 条 計量管理実施者は、法律第 61 条の 8 の 2 第 2 項第 4 号又は第 68 条第 11 項もしくは第 13 項の規定に基づき原子力規制委員会の指定する職員又は国際原子力機関の指定する者が取り付けた封印又は監視装置を正当な理由なく取りはずし、又はき損しないよう管理する。</p> <p>2 計量管理実施者は、前項の封印又は監視装置を取りはずす必要が生じたときは、あらかじめ<u>所長</u>に報告し、計量管理責任者の同意を得る。</p> <p>3 計量管理責任者は、前項の同意をしようとするときは、原子力規制委員会にあらかじめその旨を連絡する。ただし、緊急やむを得ない事由によりその連絡ができなかったときは、事後速やかに理由を付して連絡する。</p> <p>4 計量管理実施者は、第 2 項の規定に基づき取りはずした封印又は監視装置を計量管理責任者の指示するまでの間保管する。</p> <p>5 計量管理実施者は、第 1 項の規定に基づき取り付けた封印又は監視装置について異常を発見したときは、<u>所長</u>に報告し、計量管理責任者に通知する。</p> <p>6 計量管理責任者は、前項の通知を受けたときは、原子力規制委員会に速やかにその旨を連絡する。</p> <p>附 則 (平成 17 年 10 月 1 日 17(規程)第 38 号) この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 19 年 4 月 1 日 19 青む(規則)第 1 号) この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 21 年 12 月 25 日 21 青む(規則)第 6 号) この規定は、認可の後、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 27 年 3 月 24 日 青む(規則)第 10 号) この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則 (平成 年 月 日 青む(規則)第 号)</u> <u>この規定は、平成 年 月 日から施行する。</u></p> <p>別表第 1～別表第 2 (変更なし)</p>	<p>組織体制見直しに伴う計量管理組織の変更</p> <p>同上</p> <p>施行期日の追加に伴う変更</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p data-bbox="329 436 1115 464">別 図 青森研究開発センター<u>むつ事務所</u>の計量管理組織図</p> 	<p data-bbox="1605 401 2243 428">別 図 青森研究開発センターの計量管理組織図</p> 	<p data-bbox="2534 411 2792 485">組織体制見直しに伴う事業所名称の変更</p> <p data-bbox="2534 632 2792 737">組織体制見直しに伴う計量管理組織の変更</p> <p data-bbox="2534 1062 2594 1089">同上</p>

変更の理由

1. 日本原子力研究開発機構の組織体制の見直しのため
2. 記載の適正化等のため
 - (1) 記載の明確化のため
 - (2) 記載の適正化のため
 - (3) 施行期日の追加のため

以上